

## 成果物に係る特約条項

仕様書に定める、FLE エリア全般業務のうち「業務日報」等の成果物を作成する場合には、次の特約条項を適用するものとする。

### 1 著作物の譲渡等

- (1) 受注者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に協会に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は、協会及びその指定する者が成果物を利用するために必要な範囲で、協会及びその指定する者に対し、無償で使用することを許諾するものとする。
- (2) 受注者は、著作者人格権を行使しないものとする。

### 2 契約不適合責任

- (1) 協会は、第 31 条による場合を除き、本業務による成果物が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないものであるときは、受注者に対してその是正を請求することができる。
- (2) 前項において受注者が負うべき責任は、第 30 条第 2 項の規定による検査に合格したことをもって免れない。
- (3) 協会が相当の期間を定めて第 1 項に定める是正を催告し、その期間内に是正がなされないときは、協会は、当該不適合の程度に応じて本業務の実施に係る業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに減額を請求することができる。
  - ① 是正が不能であるとき
  - ② 受注者が是正を拒絶する意思を明確に表示したとき
  - ③ 契約の性質や協会の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に実施しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が是正をしないでその時期を経過したとき。
  - ④ 前各号に掲げる場合のほか、協会が催告をしても、契約の目的を達するのに足りる追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (4) 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、当該不適合が協会の責に帰すべき事由によるときは、協会は是正または代金の減額を請求することができない。